

松江城調査研究委員会設置要綱

(目的)

第1条 本会は、松江城に関する新たな知見を得るための調査研究を行い、文化財としての価値を高めて歴史を活かしたまちづくりに寄与するとともに、その保存、活用に資することを目的とする。また、その調査研究にあたって必要となる研究テーマ、資料収集方針・方法、分析の視点などの方向付けを行うものとする。

(名称)

第2条 本会の名称は、松江城調査研究委員会（以下「委員会」）と称する。

(組織等)

第3条 委員会は12名以内で組織する。

2 委員は城郭及び建築に関し広く高い見識を有する者のうちから松江市長が委嘱する。

3 委員の任期は概ね2年とする。

4 委員会は、特別の事項を調査研究させるための専門家を臨時委員として招集することができる。

(役員等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員会には委員で組織する建築史、城郭史、絵図・地図・文献の専門部会を置く。

2 専門部会には部会長を置き、市長が指名する。

3 専門部会には必要に応じて専門調査員を置くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 専門部会は必要に応じて市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、松江城・史料調査課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。